

に関する基準(案)

1. 経過等について

平成 27 年 4 月の施行を目指している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を限度として、市より施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとしています。これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者については、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、本市の条例により定める運営に関する基準を満たす必要があるとされております。

2. 基準案について

項目	国の基準	基準	市の基準	市の考え方
特定教育・保育施設の運営	1 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)(以下「法」という。)第 27 条第 1 項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員 20 名以上とする。 2 利用定員は、法第 19 条に掲げる区分(ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分する。)ごとに利用定員を定めるものとする。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
内容及び手続きの説明及び同意	利用申込者に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
正当な理由のない提供拒否の禁止等	1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設(幼稚園又は認定こども園)は、利用申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる子どもの数及び現に利用している 1 号認定こどもの総	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

特定教育・保育施設の運営に関する基準	正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合には保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
		<p>4 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>特定教育・保育施設(保育所又は認定こども園)の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法(昭和22年法律台164号)第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
受給資格等の確認	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認することとする。(特定地域型保育事業について準用する)</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり	

特定教育・保育施設	支給認定の申請に係る援助	特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。(特定地域型保育事業について準用する)	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
運営に関する基準	心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	小学校等との連携	特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供にあたり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用者負担額等の受領	<p>1 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>3 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

特定教育・保育施設の運営に関する	利用者負担額等の受領	<p>③食事の提供に要する費用 ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、第3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>			
する基準	給付費等の額に係る通知等	<p>1 法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)</p> <p>2 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)</p>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特定教育保育の取扱方針	<p>次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容について、厚生労働省が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない) ③幼稚園 幼稚園教育要領 ④保育所 児童福祉施設の設備</p>	従 う べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

特定教育・保育施設の運営に関する基準		及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき、保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針			
	特定教育保育に関する評価等	提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らねばならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	相談及び援助	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	緊急時等の対応	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに、子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	支給認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知しなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	運営規定	特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。 ①施設の目的及び運営方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの

特定教育・保育施設の運営に関する基準		⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項			
	勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(特定地域型保育事業について準用する)	従 う べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	虐待等の禁止	職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(特定地域型保育事業について準用する)	従 う べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの
	懲戒に係る権限の濫用禁止	特定施設・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により、懲戒に関し、その子どもの福祉のために必要に措置をとるときは、身体的に苦痛を与え、人格を辱める等、権限を濫用してはならない。(特定地域型保育事業について準用する)	従 う べ き 基 準	国の基準と 同じ	国の方針の とおりの

特定教育・保育施設の運営に関する基準	秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。（特定地域型保育事業について準用する）	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	情報の提供等	特定教育・保育施設は、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。（特定地域型保育事業について準用する）	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利益供与等の禁止	当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。（特定地域型保育事業について準用する）	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	苦情解決	1 提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。（特定地域型保育事業について準用する） 2 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。（特定地域型保育事業について準用する）	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。（特定地域型保育事業について準用する）	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

<p>特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>	<p>事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)</p> <p>①事故が発生した際の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>②事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)</p> <p>3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)</p> <p>4 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国の基準と同じ</p>	<p>国の方針のとおり</p>
<p>会計区分</p>	<p>特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(特定地域型保育事業について準用する)</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準と同じ</p>	<p>国の方針のとおり</p>
<p>記録の整備</p>	<p>1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 支給認定子どもに対する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>①特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>②教育・保育の提供記録</p> <p>③支給認定保護者に関する市町</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準と同じ</p>	<p>国の方針のとおり</p>

特定教育・保育施設の運営に関する基準		村への通知 ④苦情内容			
	特別利用保育の基準	<p>1 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。</p> <p>2 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
特定地域型保育事業者の運営に関する基準	特別利用教育の基準	<p>1 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第 3 条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。</p> <p>2 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	利用定員	<p>1 利用定員については、以下のとおりとする。</p> <p>①家庭的保育事業 1 人以上 5 人以下</p> <p>②小規模保育事業 A 型及び B 型 6 人以上 19 人以下</p> <p>③小規模保育事業 C 型 6 人以上 10 人以下</p> <p>④居宅訪問型保育事業 1 人</p> <p>2 上記定員は、事業所ごとに満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
正当な理由のない提供拒否の禁止等	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者に対し、運営規定の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>1 支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときには、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が利用定員の総数を超える場合にお</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

特定地域型保育事業者の運営に関する基準		いては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。			
		3 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参 酌 す べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
	あ っ せ ん、調 整 及 び 要 請 に 対 す る 協 力	特定地域型保育事業者の利用について、法第 54 条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第 24 条第 3 項(附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従 う べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
	心 身 の 状 況 等 の 把 握	特定地域型保育事業者は、子ども達の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参 酌 す べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
	特 定 教 育 保 育 施 設 等 と の 連 携	1 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。) 2 居宅訪問型保育事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。	従 う べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り
	3 特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。	参 酌 す べ き 基 準	国 の 基 準 と 同 じ	国 の 方 針 の と お り	

<p>特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p>	<p>利用者負担額等の受領</p>	<p>1 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>2 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>3 特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国の基準と同じ</p>	<p>国の方針のとおり</p>
----------------------------	-------------------	--	---------------	----------------	-----------------

特定地域型保育事業者の運営に関する基準	特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特定地域型保育に関する評価等	提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	運営規定	<p>特定地域型保育事業者は次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営方針</p> <p>②提供する特定地域型保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥利用定員</p> <p>⑦特定地域型保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他重要事項</p>	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	勤務体制の確保等	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	定員の遵守	特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはなら	参酌すべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

特定地域型保育事業者の運営に関する基準	記録の整備	<p>ない。</p> <p>1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>①特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>②特定地域型保育の提供記録</p> <p>③支給認定保護者に関する市町村へ通知</p> <p>④苦情内容</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際して採った措置</p>	参 酌 す べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特別利用地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。</p> <p>2 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	従 う べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	特定利用地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。</p> <p>2 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第1号に</p>	従 う べ き 基 準	国の基準と同じ	国の方針のとおり

		掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。			
その他	特定保育所に関する特例	<p>1 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。</p> <p>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり
	経過措置	<p>1 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	従うべき基準	国の基準と同じ	国の方針のとおり